

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年鹿屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 個人番号条例別表第1の鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第106号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定める事務については、次のとおりとする。

(1) 鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第1項に規定する助成金受給資格者登録の届出に関する事務

(2) 鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第2項に規定する登録事項に変更を生じた場合の届出に関する事務

(3) 鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第7条に規定する助成金の支給申請に関する事務

(4) 鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第11条に規定する助成金の返還に関する事務

第3条を次のように改める。

（特定個人情報の利用）

第3条 個人番号条例別表第2の子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定める事務は、前条第1項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（以下この項において「子ども医療費対象者等」という。）に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

(2) 子ども医療費対象者等に係る医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第

152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)

2 個人番号条例別表第2の鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定める事務は、前条第2項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める特定個人情報、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る対象者(以下この項において「ひとり親医療費対象者」という。)及びひとり親医療費対象者と同一の世帯又は同一の住所に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)

(2) ひとり親医療費対象者及びひとり親医療費対象者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報

(3) ひとり親医療費対象者及びひとり親医療費対象者と同一の世帯に属する者に係る医療保険給付関係情報

(4) ひとり親医療費対象者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(5) ひとり親医療費対象者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(6) ひとり親医療費対象者に係る知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者(都道府県知事又は政令指定都市の長から発行された療育手帳の交付を受けている者とする。)の療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

(7) ひとり親医療費対象者及びひとり親医療費対象者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)

(8) ひとり親医療費対象者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給に関する情報

3 個人番号条例別表第2の鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例による

重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定める事務は、前条第3項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める特定個人情報、次のとおりとする。

(1) 当該申請に係る対象者（鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第2条第2項に規定する助成対象者をいう。以下この項において「重心医療費対象者」という。）及び当該重心医療費対象者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(2) 重心医療費対象者に係る地方税関係情報

(3) 重心医療費対象者に係る医療保険給付関係情報

(4) 重心医療費対象者に係る生活保護関係情報

4 個人番号条例別表第2の鹿屋市一般住宅条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定める事務は、前条第4項各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める特定個人情報は、次のとおりとする。

(1) 当該申込みに係る入居者（以下「入居申込者」という。）及び同居者に係る住民票関係情報

(2) 入居申込者に係る地方税関係情報

(3) 入居申込者に係る生活保護関係情報

附 則

この規則は、令和5年12月15日から施行する。